

官報

号外 平成十四年五月三十一日

○ 第百五十四回 参議院会議録第三十号

平成十四年五月三十一日(金曜日)

午前十時一分開議

平成十四年五月三十一日

- 議事日程 第二十一号
- 午前十時開議

第一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件

(衆議院送付)

第一 船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

委員会におきましては、京都議定書の発効見通し、温室効果ガス排出削減約束の達成と産業界の

平成十四年五月三十一日 参議院会議録第二十号 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件 船舶職員法の一部を改正する法律案

取組、温暖化防止のための森林整備、太陽光発電・風力発電等新エネルギーの普及・促進、ヨハネスブルグ環境開発サミットへの対処方針、米国が発表した気候変動政策に対する評価等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔北澤俊美君登壇、拍手〕

○北澤俊美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、小型船舶に関するものであります。本法律案は、小型船舶に関して御質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

一

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 日程第二 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。環境委員長堀利和君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○堀利和君（登壇、拍手） 「審査報告書及び議案は本号末尾に掲載」

○堀利和君（登壇、拍手） ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、地球温暖化対策推進本部の設置等、その実施の推進に必要な体制の整備を図るほか、温室効果ガスの排出抑制のための施策等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、途上国の地球温暖化対策への我が国の支援の在り方、京都議定書に定める温室効果ガス六%削減目標達成の可能性、運輸部門における二酸化炭素排出抑制対策の在り方、森林吸収源の活用の是非、炭素税導入の必要性等について質疑が行われましたほか、参考人から意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

再生可能エネルギーの開発促進の必要性、事業者等からの温室効果ガス排出量の実態把握の必要性、森林吸収源の活用の是非、炭素税導入の必要性等について質疑が行われましたほか、参考人から意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、本法律案に対し、民主党・新緑風会及び日本共産党を代表して福山理事より、京都議定書目標達成計画の策定に当たって広く一般から意見聴取を行うこと等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。

本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十八

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 日程第四 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

（いすれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長保坂三蔵君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○保坂三蔵君（登壇、拍手） 「審査報告書及び議案は本号末尾に掲載」

○保坂三蔵君（登壇、拍手） ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律案の一部を改正する法律案は、近年、業務部門におけるエネルギー消費の増加傾向が著しいことなどにかんがみ、工場、事業場における省エネルギー対策を強化する等の措置を講じようとするものであります。

次に、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案は、エネルギーの安定供給及び環境保全に資するため、風力や太陽光を始めとする新エネルギー等による電気を電気事業者に利用させることを義務付けようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、省エネルギー対策への取組、新エネルギー導入のインフラ整備の推進、産業廃棄物発電の取り扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十六

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 次に、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案の採決をいたします。

本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

次に、電気事業者による新エネルギー等の利用特別措置法案については、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に對して四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。

本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十六

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 次に、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案の採決をいたします。

本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

官報(号外)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしました。
す。

投票総数
賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

二百一十七

二百

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 日程第六 野菜生産出荷定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

ます、委員長の報告を求めます。農林水産委員長常田享詳君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(常田享詳君登壇、拍手)

○常田享詳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、近年、野菜の輸入が増加する中で、自給率が低下するとともに、生産者の減少、野菜の高齢化等が進行している状況にかんがみ、構造改革の一環として、国際競争力を付けるため、消費者や実需者の多様なニーズにこたえるための契約取引を推進する新たな制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、新たに契約取引を制度の対象とするねらい、制度改正による輸入野菜との競争力等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議を行いました。
以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票総数
賛成
反対)

二百一十八

○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。午前十時二十分散会

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

出席者は左のとおり。

議員 大江 康弘君 副議長 本岡 審次君 議長 倉田 審之君

山本 香苗君 高橋紀世子君 遠山 清彦君 岩本 荘太君 福本 潤一君 中川 義雄君 西川 きよし君

陣内 孝雄君	閑谷 公成君	上野 起君	大島 慶久君	岩井 国臣君	中島 真人君	松田 勝嗣君	森山 森君	山崎 有馬君	岸 伸道	柏村 武昭君	草川 昭三君	吉田 一良君	浜田 卓一郎君	渡辺 秀央君	西岡 武夫君	森本 森君	山下 栄一君	高野 弘友君
西川 西田 青木 幹雄君	西川 英輔君	日出 山口那津男君	日出 沢たまき君	遠山 渡辺 広野 太し君	平野 孝男君	岩本 泽たまき君	高橋紀世子君	高橋 稲子君	岩本 達男君	岩本 伸夫君	吉田 善彦君	吉田 吉田君	吉田 洋君	吉田 昭也君	吉田 鳥居君	吉田 仁君	吉田 貞夫君	吉田 和夫君
中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	中川 潤一君	

平田 伊藤 健二君	佐藤 海野	佐藤 小宮山	佐藤 高橋	佐藤 谷林	佐藤 小齊平敏文君	佐藤 保坂	佐藤 黒岩	佐藤 桜井	佐藤 真鍋	佐藤 宮崎	佐藤 河本	佐藤 鴻池	佐藤 清水	佐藤 鈴木	佐藤 国井	佐藤 仁太君	佐藤 龍二君	佐藤 加治屋義人君
郡司 朝日 今泉	佐藤 橋本	佐藤 千秋君	佐藤 正昭君	佐藤 修次君	佐藤 寛君	佐藤 公堯君	佐藤 光弘君	佐藤 哲朗君	佐藤 勝年君	佐藤 泰三君	佐藤 純君	佐藤 敬三君	佐藤 達雄君	佐藤 正幸君	佐藤 時男君	佐藤 時男君	佐藤 博之君	佐藤 幸男君
彰君 俊弘君	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤

国土交通委員 環境委員	荒木 清対君 木村 仁君 高橋 千秋君 佐藤 雄平君	加藤 修一君 西銘順志郎君 西銘順志郎君 補欠	緒方 靖夫君 同日議長から次の報告書が提出された。 同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。
辞任	加藤 修一君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	補欠	同日衆議院から次の報告書が提出された。 同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。
辞任	山下八洲夫君 齋藤 勲君 君外一名発議(参第一六号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	補欠	同日衆議院から次の報告書が提出された。 同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関 条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一〇号)	同日議員から次の議案が提出された。 乳幼児医療費の支給に関する法律案(井上美代君外一名発議(参第一六号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	同日議員から次の報告書が提出された。 同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。	
法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第九八号)	同日議員から次の議案が提出された。 第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第一一号)	同日議員から次の報告書が提出された。 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)審査報告書	同日衆議院から次の報告書が提出された。 同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第七十五号)審査報告書	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七十五号)審査報告書	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案(閣法第七六号)審査報告書	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八四号)審査報告書
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七十五号)審査報告書	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案(閣法第七六号)審査報告書	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八四号)審査報告書
平成十四年五月三十日	参議院議長 倉田 寛之殿	衆議院議長 編貫 民輔	参議院議長 倉田 寛之殿
参議院議長 倉田 寛之殿	外交防衛委員長 武見 敬三	衆議院議長 編貫 民輔	参議院議長 倉田 寛之殿
議定書	議定書	議定書	議定書

この議定書の締約国は、 気候変動に関する国際連合枠組条約(以下「条約」という。)の締約国として、 条約第二条に定められた条約の空極的な目的を達成するため、 条約を想起し、 条約の規定を指針とし、 条約第三条の規定を指針とし、 条約の締約国会議における第一回会合の決定第一号(第一回会合)により採択されたベルリン会合における授権に関する合意に従つて、 次のとおり協定した。	1 附属書Iに掲げる締約国は、次条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の達成に当たり、持続可能な開発を促進するため、次のことを行う。 (a) 自国の事情に応じて、次のような政策及び措置について実施し又は更に定めること。 (i) 自国の経済の関連部門におけるエネル ギー効率を高めること。 (ii) 関連の環境に関する国際取締に基づく約束を考慮に入れた温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の吸収源及び貯蔵庫の保護及び強化並びに持続可能な森林経営の慣行、新規植林及び再植林の促進 (iii) 気候変動に関する考慮に照らして持続可能な形態の農業を促進すること。
この議定書は、先進国等が二〇〇八年から二〇二二年までの五年間において数量化された約束に従つて温室効果ガスの排出を抑制し又は削減すること等を定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、地球温暖化を防止するための国際的な協力を一層推進するとの見	

- (iv) 新規のかつ再生可能な形態のエネルギー、二酸化炭素隔離技術並びに進歩的及び革新的な環境上適正な技術を研究し、促進し、開発し、及びこれらの利用を拡大すること。

(v) すべての温室効果ガス排出部門における市場の不完全性、財政による奨励、内国税及び関税の免除並びに補助金であつて条約の目的に反するものの漸進的な削減又は段階的な廃止並びに市場を通じた手段の適用すること。

(vi) 温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の排出を抑制し又は削減する政策及び措置を促進すること。

(vii) 温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の排出を抑制し又は削減すること。

(viii) 廃棄物の処理並びにエネルギーの生産、輸送及び分配における回収及び使用によりメタンの排出を抑制し又は削減すること。

(ix) 条約第四条2(e)(i)の規定に従い、この条の規定に基づいて採用される政策及び措置の個別の及び組み合わせた効果を高めるため、他の附属書Iに掲げる締約国と協力すること。

(x) このため、附属書Iに掲げる締約国は、当該政策及び措置について、経験を共有し及び情報交換するための措置(政策及び措置の比較可能性、透明性及び効果を改善する方法の開発を含む。)をとる。この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において又はその後できる限り速やかに、すべての関連する情報を考慮して、そのような協力を促進する方法について検討する。

り、航空機用及び船舶用の燃料からの温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く）の排出の抑制又は削減を追求する。

び森林を減少させることに限る。に起因する温室効果ガスの発生源による排出量及び吸収源による除去量の純変化(各約束期間における炭素蓄積の検証可能な変化量として計測されるもの)は、附属書Iに掲げる締約国がこの条の規定に基づく約束を履行するために用いられる。これらの活動に関連する温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去については、透明性のあるかつ検証可能な方法により報告し、第七条及び第八条の規定に従って検討す

移行の過程にある国であって、当該国の基準となる年又は期間が締約国會議の第一回会合の決定第九号(第一回会合)に従つて定められているものは、この条の規定に基づく約束の履行のために当該基準となる年又は期間を用いる。附屬書Iに掲げる締約国のうち市場経済への移行の過程にある他の締約国であつて、条約第十二条の規定に基づく一回目の自国の情報を送付していなかつたものも、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国會議に対し、この条の規定に基づく約束の履行のために千九百九十年以外の過去の基準となる年又は期間を用いる意図を有する旨を通告することができる。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国會議は、当該通告の受諾について決定

6
この議定書の締約国の会合としての役割をめたす締約国会議は、条約第四条らの規定を考慮して、附属書Iに掲げる締約国のうち市場経済への移行の過程にある国によるこの議定書に対する約束(この条の規定に基づくものを除く)。

7 める。
附属書Iに掲げる締約国の割当量は、排出抑制及び削減に関する数量化された約束に係る
一回目の期間(一千八年から一千十二年まで)においては、千九百九十年又は5の規定に従つて

附属書Aに掲げる温室効果ガスの二酸化炭素換算した人為的な排出量の合計に附属書Bに記載する百分率を乗じたものに五を乗じて得た値に等しいものとする。土地利用の変化及び林業が千九百九十年において温室効果ガスの排出

國の割当量を算定するため、千九百九十年又は基準となる年若しくは期間における排出量に、土地利用の変化に起因する千九百九十年における二酸化炭素に換算した発生源による人為的な

2 附屬書Iに掲げる締約国は、国際民間航空機関及び国際海事機関を通じて活動することによ

3 土地利用の変化及び林業に直接関係する人の活動(千九百九十年以降の新規植林、再植林及

5 とを選択することができる。
附属書Iに掲げる締約国のうち市場経済への

排出量の合計であつて吸收源による除去量を減じたものを含める。

8 附属書Iに掲げる締約国は、7に規定する算定のため、ハイドロフルオロカーボン、ペーフルオロカーボン及び六ふ化硫黄について基準となる年として千九百九十五年を用いることができる。

9 附属書Iに掲げる締約国のその後の期間に係る約束については、第二十一条7の規定に従つて採択される附属書Bの改正において決定する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国は、1に定める回目の約束期間が満了する少なくとも七年前に当該約束の検討を開始する。

10 第六条又は第十七条の規定に基づいて一の締約国が他の締約国から取得する排出削減単位又は割当量の一部は、取得する締約国の割当量に加える。

11 第六条又は第十七条の規定に基づいて一の締約国が他の締約国から取得する認証された排出削減量は、当該国から取得する締約国が他の締約国から取得する締約国の割当量に加える。

12 第十二条の規定に基づいて一の締約国が他の締約国から取得する認証された排出削減量は、

13 第六条又は第十七条の規定に基づいて当該附屬書Iに掲げる締約国が他の締約国から取得する締約国の割当量に加える。

14 第六条又は第十七条の規定に基づいて当該附屬書Iに掲げる締約国は、開発途上締約国(特に条約第四条8及び9に規定する国)に対する社会上、環境上及び経済上の悪影響を最小限にするような方法で、1に規定する約束を履行するよう努力する。条約第四条8及び9の規定の実施に関する締約国会議の関連する決定に従い、この議定書の締約国の会合としての役割を

果たす締約国は、第一回会合において、条約第四条8及び9に規定する締約国に対する気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響を最小限にするためによるべき措置について検討する。検討すべき問題には、資金供与、保険及び技術移転の実施を含める。

第四条

1 前条の規定に基づく約束を共同で履行することについて合意に達した附属書Iに掲げる締約国は、附属書Aに掲げる温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計についての当該附屬書Iに掲げる締約国の総計が、附属書Bに記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に従つて並びに前条の規定に従つて算定された割当量について当該附屬書Iに掲げる締約国を超えない場合には、約束を履行したものとみなされる。当該附屬書Iに掲げる締約国にそれぞれ割り当てられる排出量の水準は、当該合意で定める。

2 1の合意に達した締約国は、この議定書の批准書、受諾書若しくは承認書又はこの議定書への加入書の寄託の日に、事務局に対し当該合意の条件を通報する。事務局は、当該合意の条件を条約の締約国及び署名国に通報する。

3 1の合意は、前条7に規定する約束期間を通じて維持される。

4 共同して行動する締約国が地域的な経済統合のための機関の枠組みにおいて、かつ、当該地域的な経済統合のための機関と共に行動する場合には、この議定書の採択の後に行われる当該地盤における締約国は、開発途上締約国(特に条約第四条8及び9に規定する国)に対す

る社会上、環境上及び経済上の悪影響を最小限にするような方法で、1に規定する約束を履行するよう努力する。条約第四条8及び9の規定の実施に関する締約国会議の関連する決定に従い、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国は、開発途上締約国(特に条約第四条8及び9に規定する国)に対す

きない場合には、当該締約国は、当該合意に規定する自国の排出量の水準について責任を負う。

6 共同して行動する締約国が、この議定書の締約国である地域的な経済統合のための機関の枠組みにおいて、かつ、当該地域的な経済統合のための機関と共に、この条の規定に従つて行動する場合において、排出削減量の総計について責任を負う。

第五条

1 附属書Iに掲げる締約国は、回目の約束期間の開始の遅くとも一年前までに、温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)について、発生源による人為的な排出量及び吸收源による除去量について推計を行うための国内制度を設ける。その国内制度のための指針(2に規定する方法を含める。)は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合において決定する。

2 温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の発生源による人為的な排出量及び吸收源による除去量について推計を行うための方法は、気候変動に関する政府間パネルが受諾し、締約国会議が第三回会合において合意したものとする。当該推計を行った場合において合意したものとする。当該推計を行った場合において合意された場合には、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合において合意される方法に従つて適切な調整が適用される。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、特に気候変動に関する政府間パネルの作業並びに科学上及び技術上の助言に従つて、地球温暖化の役割を果たす締約国会議は、特に気候変動に関する政府間パネルの作業並びに科学上及び技術上の助言に基づき、締約国会議の関連する決定を十分に考慮して、附属書Aに掲げる温室効果ガスの地球温暖化係数を定期的に検討し、及び適切な場合にはこれらを修正する。地球温暖化係数のいかなる修正も、その修正の後に採択される約束期間における第三条の規定に基づく約束についてのみ適用する。

第六条

1 附属書Iに掲げる締約国は、第三条の規定に基づく約束を履行するため、次のことを条件とし、経済のいざれかの部門において温室効果ガスの発生源による人為的な排出を削減し又は吸收源による人為的な除去を強化することを目的とする事業から生ずる排出削減単位を他の附屬書Iに掲げる締約国から得ることができる。

(a) 当該事業が関係締約国の承認を得ていること。
(b) 当該事業が発生源による排出の削減又は吸収源による除去の強化をもたらすこと。ただし、この削減又は強化が当該事業を行わなかつた場合に生ずるものに対して追加的なものである場合に限る。

の関連する決定を十分に考慮して、これらの方法及び調整について定期的に検討し、並びに適切な場合にはこれらを修正する。方法又は調整のいかなる修正も、その修正の後に採択される約束期間における第三条の規定に基づく約束の遵守を確認するためにのみ用いる。

3 附属書Aに掲げる温室効果ガスの発生源によく人為的な排出及び吸収源による除去の二酸化炭素換算量を算定するために用いられる地球温暖化係数は、気候変動に関する政府間パネルが受諾し、締約国会議が第三回会合において合意したものとする。この議定書の締約国会議としての役割を果たす締約国会議は、特に気候変動に関する政府間パネルの作業並びに科学上及び技術上の助言に従つて、地球温暖化係数に基づき、締約国会議の関連する決定を十分に考慮して、附属書Aに掲げる温室効果ガスの地球温暖化係数を定期的に検討し、及び適切な場合にはこれらを修正する。地球温暖化係数のいかなる修正も、その修正の後に採択される約束期間における第三条の規定に基づく約束についてのみ適用する。

(c) 当該附属書Iに掲げる締約国が前条及び次条の規定に基づく義務を遵守していない場合には、排出削減単位を取得が第三条の規定に基づく約束を履行するための国内の行動に対しても補足的なものであること。

(d) 排出削減単位の取得が第三条の規定に基づく約束を履行するための国内の行動に対してもこの議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において又はその後できる限り速やかに、この条の規定の実施（検証及び報告を含む。）のための指針を更に定めることができる。

3 附属書Iに掲げる締約国は、自国の責任において、法人がこの条の規定に基づく排出削減単位の発生、移転又は取得に通ずる行動に参加することを承認することができる。

4 附属書Iに掲げる締約国によるこの条の規定の実施上の問題が第八条の関連規定に従って明らかになる場合において、その後も排出削減単位の移転及び取得を継続することができる。ただし、締約国は、遵守に関する問題が解決されるまで、第三条の規定に基づく約束を履行するために当該排出削減単位を用いることはできない。

第七条

1 附属書Iに掲げる締約国は、締約国会議の関連する決定に従って提出する温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の年次目録に、第三条の規定の遵守を確保するために必要な補足的な情報であつて4の規定に従つて決定されるものを含める。

2 附属書Iに掲げる締約国は、条約第十二条の規定に基づいて提出する自国の情報に、この議定書に基づく約束の遵守を示すために必要な補足的な情報を含める。

3 附属書Iに掲げる締約国は、1の規定によつて

て必要とされる情報を毎年提出する。ただし、この提出は、この議定書が自国について効力を生じた後の約定期間の最初の年について、条約に基づき提出する最初の目録から開始する。附属書Iに掲げる締約国は、2の規定によって必要とされる情報を、この議定書が自国について効力を生じた後及び4に規定する指針が採択された後に条約に基づいて送付する最初の自国の情報の一部として、提出する。（この条の規定によって必要とされる情報のその後の提出の頻度は、締約国会議が決定する各國の情報の送付の時期を考慮して、この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議が決定する。）

4 この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議は、締約国会議が採択した附属書Iに掲げる締約国による自国の情報の作成のための指針を考慮して、第一回会合において、この条の規定によって必要とされる情報の作成のための指針を探査し、その後定期的に検討する。また、この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議は、一回目の約定期間に先立ち、割当量の計算方法を決定する。

1 附属書Iに掲げる締約国が前条の規定に基づいて提出する情報は、締約国会議の関連する決議に従い、かつこの議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議が4の規定に基づいて採択する指針に従い、専門家検討チームによって検討される。附属書Iに掲げる締約国が前条の規定に基づいて提出する情報は、排出の目録及び割当量に関する毎年の取りまとめ及び計算の一部として検討される。さらに、附属書Iに掲げる締約国が前条の規定に基づいて提出する情報は、専門家検討チームが行う情報の検討の一部として検討される。

2 専門家検討チームは、締約国会議がその目的のために与える指導に従い、事務局が調整し、並びに条約の締約国及び適切な場合には政府間

機関が指名する者の中から選定される専門家で構成する。

3 検討の過程においては、締約国によるこの議定書の実施状況に関するすべての侧面について、十数か月包括的な技術的評価を行う。専門家検討チームは、この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議に提出する報告書で

あって、締約国の約束の履行状況を評価し並びに約束の履行に関する潜在的な問題及び約束の履行に影響を及ぼす要因を明らかにするものを作成する。当該報告書については、事務局が条約のすべての締約国に送付する。事務局は、この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議が更に検討するために当該報告書に記載された実施上の問題の一覧表を作成する。

4 この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、締約国会議の関連する決定を考慮して、専門家検討チームがこの議定書の実施状況を検討するための指針を探査し、その後定期的に検討する。

5 この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議は、実施に関する補助機関並びに適切な場合には科学上及び技術上の助言に関する補助機関の支援を得て、次のことについて検討する。

(a) 前条の規定に基づいて締約国が提出する情報及びその情報に関するこの条の規定に基づいて行われる専門家による検討に関する報告書

(b) 3の規定に基づいて事務局が列記する実施上の問題及び締約国が提起する問題

6 この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議は、5に規定する情報の検討について決定を行ふ。

第九条

1 この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の実施に必要とされる事項について決定を行ふ。

(a) 締約国会議が合意する比較可能な方法を用い、また、締約国会議が採択する各国の情報の作成のための指針に従い、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録を作成し及び定期的に更新するため、締約国（社会経済状況を反映する国内の排出係数、活動データ又はモデルの質を向上させる費用対効果の大きい自己（適切な場合には地域）の計画を適切な場合において可能な範囲で作成すること。

(b) 気候変動を緩和するための措置及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を作成し、実施し、公表し及び定期的に更新すること。

- (i) 当該計画は、特に、エネルギー、運輸及び工業の部門、農業、林業並びに廃棄物の処理に関するものである。さらに、適応の技術及び国土に関する計画を改善するための方法は、気候変動に対する適応を向上させるものである。
- (ii) 附屬書Iに掲げる締約国は、第七条の規定に従い、この議定書に基づく行動に関する情報(自国の計画を含む。)を提出する。他の締約国は、自國の情報の中に、適正な場合には、気候変動及びその悪影響への対処に資すると認める措置(温室効果ガスの排出の増加の抑制、吸收源の強化及び吸収源による除去、能力の開発並びに適応措置を含む。)を内容とする計画に関する情報を含めるよう努める。
- (c) 気候変動に関する環境上適正な技術、ノウハウ、慣行及び手続の開発、利用及び普及のための効果的な方法の促進について特に開発途上国と協力し、並びに適当な場合には気候変動に関する環境上適正な技術、ノウハウ、慣行及び手続の特に開発途上国に対する移転又は取得の機会の提供について、促進し、容易にし及び資金を供与するための実施可能なすべての措置(公の所有に属し又は公共のものとなつた環境上適正な技術を効果的に移転し並びに民間部門による環境上適正な技術の移転及び取得の機会の提供の促進及び拡充を可能とする環境を創出するための経済及び計画を作成することを含む。)をとること。
- (d) 条約第五条の規定を考慮して、気候系、気候変動の悪影響並びに種々の対応戦略の経済的及び社会的影響に関する不確実性を減少させること、科学的及び技術的研究に協力し、組織的観測の体制の維持及び発展並びに資料の保管制度の整備を促進し、並びに研究及び組織的観測に関する国際的な及び政府間の努力を促進するためのすべての合意された増

- (e) 力、計画及び協力網に参加するための固有の能力の開発及び強化を促進すること。
教育訓練事業の計画(自國の能力(特に人的及び制度的能力)の開発の強化及び教育訓練専門家を養成する者の交流又は派遣(特に開発途上国のためにもの)に関するものを含む。)の作成及び実施について、国際的に及び適正な場合には既存の団体を活用して協力し及び促進し、並びに国内的な規模で気候変動に関する啓発及び情報の公開を円滑にすること。これらの活動を実施するための適切な方法は、条約第六条の規定を考慮して、条約の関連機関を通じて作成されるべきである。
- (f) 締約国会議の関連する決定に従い、自國の情報の中にこの条の規定に基づいて行われる計画及び活動に関する情報を含めること。
- (g) この条の規定に基づく約束の履行に当たり、条約第四条8の規定について十分な考慮を払うこと。

第十一條

- 1 締約国は、前条の規定の実施に当たり、条約第四条4、5及び7から9までの規定について考慮を払う。

- 2 条約附属書IIに掲げる先進締約国は、条約第四条の規定の実施との関連において、条約第四条3及び第十一條の規定に従い、また、条約の資金供与の制度の運営を委託された組織を通じて、次のことを行う。

- (a) 条約第四条1(a)の規定に基づく既存の約束であつて前条(a)の規定の対象となるものの履行を促進するために開発途上締約国が負担するすべての合意された費用に充てるため、新規のかつ追加的な資金を供与すること。

- (b) 条約第四条1の規定に基づく既存の約束であつて、前条の規定の対象となり、かつ、開発途上締約国と条約第十一條に規定する国際的組織との間で合意するものについて、その履行を促進するためのすべての合意された増

- 加費用を負担するために開発途上締約国が必要とする新規のかつ追加的な資金(技術移転のためのもの)を含む。)を条約第十一條の規定に従って供与すること。
- これら既存の約束の履行に当たっては、資金の流れの妥当性及び予測可能性が必要であること並びに先進締約国との間の適正な責任分担が重要であることについて考慮を払う。締約国会議の関連する決定(この議定書の採択前に合意されたものを含む。)における条約の資金供与の制度の運営を委託された組織に対する指導は、この2の規定について準用する。
- 3 条約附属書IIに掲げる先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、前条の規定を実施するための資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。

第十二条

- 1 低排出型の開発の制度についてここに定める。
- 2 低排出型の開発の制度は、附属書Iに掲げる締約国以外の締約国が持続可能な開発を達成し及び条約の究極的な目的に貢献することを支援すること並びに附属書Iに掲げる締約国が第三条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の遵守を達成することを支援することを目的とする。

- 3 低排出型の開発の制度の下で、
(a) 附属書Iに掲げる締約国以外の締約国は、認証された排出削減量を生ずる事業活動から利益を得る。

- (b) 附属書Iに掲げる締約国は、第三条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部が、運営経費を支弁するため及び気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用を負担することについて支援するため用いられるることを確保する。

- 4 低排出型の開発の制度は、この議定書の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指導に従い、並びに低排出型の開発の制度に関する理事会の監督を受ける。
- 5 事業活動から生ずる排出削減量は、次のことを基礎として、この議定書の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議が指定する運営組織によって認証される。
- (a) 関係締約国が承認する自発的な参加
(b) 気候変動の緩和に関連する現実の、測定可能なかつ長期的な利益
(c) 認証された事業活動がない場合に生ずる排出量の削減に附加的に生ずるもの
- 6 低排出型の開発の制度は、必要に応じて、認証された事業活動に対する資金供与の措置をとることを支援する。
- 7 この議定書の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、事業活動の検査及び検証が独立して行われることによつて透明性、効率性及び責任を確保することを目的として、方法及び手続を定める。
- 8 この議定書の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議は、認証された事業活動からの収益の一部が、運営経費を支弁するため及び気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用を負担することについて支援するため用いられるることを確保する。
- 9 低排出型の開発の制度の下での参加(3(a)に規定する活動及び認証された排出削減量の取得への参加を含む。)については、民間の又は公的な組織を含めることができるものとし、及び低排出型の開発の制度に関する理事会が与えるいかなる指導にも従わなければならない。
- 10 一千年から一回目の約束期間の開始までの間に得られた認証された排出削減量は、一回目の約束期間における遵守の達成を支援するために利用することができる。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件

1 第十三条	1 条約の最高機関である締約国会議は、この議定書の実施状況に関する定期的な報告書を検討し及び採択すること。
2 条約の締約国であつてこの議定書の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。	2 条約の締約国であつてこの議定書の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。
(b) ザーバーとして参加することができる。締約国がこの議定書の締約国としての役割を果たす締約国会議の会合としての役割を果たす場合には、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみによって行われる。	(b) ザーバーとして参加することができる。締約国がこの議定書の締約国としての役割を果たす締約国会議の会合としての役割を果たす場合には、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみによって行われる。
3 締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす場合には、締約国会議の議長を果たす場合には、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国の中から選出される追加的な構成員に交代する。	3 締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす場合には、締約国会議の議長を果たす場合には、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国の中から選出される追加的な構成員に交代する。
4 この議定書の締約国がこの議定書の実施状況を定期的に検討するものとし、その権限の範囲内で、この議定書の効果的な実施を促進するため必要な決定を行う。この議定書の締約国としての役割を果たす締約国会議は、この議定書により課された任務を遂行し、及び次のことをを行う。	4 この議定書の締約国がこの議定書の実施状況を定期的に検討するものとし、その権限の範囲内で、この議定書の効果的な実施を促進するため必要な決定を行う。この議定書の締約国としての役割を果たす締約国会議は、この議定書により課された任務を遂行し、及び次のことをを行う。
(a) この議定書により利用が可能となるすべての情報に基づき、締約国によるこの議定書の実施状況、この議定書に基づいてとられる措置の全般的な影響(特に、環境、経済及び社会に及ぼす影響並びにこれらの累積的な影響)及び条約の目的の達成に向けての進捗状況を評価すること。	(a) この議定書により利用が可能となるすべての情報に基づき、締約国によるこの議定書の実施状況、この議定書に基づいてとられる措置の全般的な影響(特に、環境、経済及び社会に及ぼす影響並びにこれらの累積的な影響)及び条約の目的の達成に向けての進捗状況を評価すること。
5	(b) 条約第四条2(d)及び第七条2に規定する検討を十分に勘案して、条約の目的、条約の実施により得られた経験並びに科学上及び技術上の知識の進展に照らして、この議定書に基づく締約国義務について定期的に検討する
6	6 この議定書の締約国としての役割を果たす締約国会議の第一回会合は、この議定書の最初の会合と併せて事務局が招集する。この議定書に基づくそれぞれの締約国会議の交換を促進し及び円滑にすること。
7	7 この議定書の締約国としての役割を果たす締約国会議の特別会合は、この議定書の締約国会議としての役割を果たす締約国会議が別段の決定を行わない限り、締約国会議の通常会合と併せて毎年開催する。
8	8 國際連合、その専門機関、国際原子力機関及びこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであつて条約の締約国でないものは、この議定書の締約国としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この議定書の対象とされている事項について認められた団体又は機関(国内若しくは国際的又は政府若しくは民間のもののいずれであるかを問わない)であつて、この議定書の締約国としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーとして出席することを認められる。
9	9 条約第九条及び第十条の規定によつて設置された補助機関がこの議定書に関係する事項に関する任務を遂行する場合には、補助機関の議長として参加することができる。補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たす場合には、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみによつて行われる。
10	10 条約第九条及び第十条の規定によつて設置された補助機関がこの議定書に関係する事項に関する任務を遂行する場合には、補助機関の議長として参加することができる。補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たす場合には、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみによつて行われる。
11	11 条約第八条の規定によつて設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす。
12	12 事務局の任務について検討すること。

第一二十二条の一第一項の承認を取り消された者」

を「海技免許、第二十二条第一項の承認又は第一二

十三条の一の規定による操縦免許を取り消され、同

項第三号中「第二十二条の一第七項」を「第二十三

条第七項」に改め、「同じく」の下に「又は第二十二

条の七第一項」を加え、「免許又は承認」を「海技免

許、第二十二条第一項の承認又は第二十二条の二の規

定による操縦免許」に改め、同条第一項中「第二十

二条第一項」の下に「若しくは第二十二条の七第一

項」を加え、「免許」を「海技免許」に改める。

第七条第一項中「免許」を「海技免許」に、「且つ」

を「かつ」に改め、同条第二項中「海技従事者」

者免許原簿」を「海技士免許原簿」に、「且つ」

を「かつ」に改め、「免許」を「海技免許」に改

め、同条第一項中「海技従事者」を「海技士」に改

め、「試験」を「海技試験」に、「海技従事者」

者免許原簿」を「海技士免許原簿」に改める。

第八条の見出しを「海技従事者」を「海技士」に、「免許」

を「海技免許」に、「機関限定若しくは区域出力限

定」を「若しくは機関限定」に改め、同条第一項中「免許」

を「海技免許」に改める。

第十一条の見出しを「海技免許の取消し等」に改

め、同条第一項中「海技従事者が左の各号の一」を

「海技士が次の各号のいずれか」に、「免許」を「海

技免許」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一

号中「基く」を「基づく」に改め、同項第二号中「職務」

を「職務又は小型船舶操縦士としての業務」に、「当り、非行があつた」を「当たり、海上衝突

予防法昭和五十二年法律第六十二号」その他の他

の法令の規定に違反した」に改め、同条第二項中「海技従事者」を「海技士」に、「故障のため船舶職員たるに適しなく」を「障害により船舶職員の職務

を適正に行なうことができない者として国土交通省令で定めるものに、「免許」を「海技免許」に改め、同条第二項中「免許」を「海技免許」に改める。

第十二条の見出しを「海技試験の実施」に改

め、「免許」を「海技免許」に改める。

関の出力の別」を削る。

第十三条の見出しを「(海技試験の内容)」に改め、同条第一項中「試験」を「海技試験」に改め、同条第二項中「試験は」を「海技試験は」に、「学科試験及び実技試験(小型船舶操縦士の資格についての試験に限る)」を「及び学科試験」に改める。

第十三条の二の見出しを「(海技試験の免除)」に改め、同条第一項中「又は実技試験」を削り、同条第二項中「(小型船舶操縦士の資格を除く)」を削り、「試験」を「海技試験」に、「海技従事者」を「海技士」に改め、同条第三項中「試験」を「海技試験」に、「試験」を「海技試験」に、「海技従事者」を「海技士」に改め、同条第四項中「試験」を「海技試験」に、「小型船舶操縦士の資格の海技従事者」を「小型船舶操縦士」に改め、「及び小型船舶操縦士の資格について試験を受ける者が六級海技士(航海)若しくは六級海技士(機関)又はこれらの資格より上級の資格の海技従事者である場合」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「試験を受ける者」を「海技試験を受ける者」に、「海技従事者」を「海技士」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「試験を受ける者」を「海技試験を受ける者」に、「海技従事者」を「海技士」に改め、同項を同条第九項中「試験を受ける者」を「海技試験を受ける者」に、「海技従事者」を「海技士」に改め、同項を第七項とする。

第十三条の二及び第十三条を削る。

第十八条の前に次の節名を付する。

第二節 船舶職員の乗組み

第十八条第一項中「乗り組ます」を「乗り組ませる」に改め、「従い」の下に「船長及び船長以外の船員」として、それぞれを加え、「海技従事者」を「海技士」に改める。

第十九条第一項中「海技従事者」を「海技士」に改める。

第二十条第一項中「乗り組ます」を「乗り組ませる」に、「海技従事者」を「海技士」に改める。

第二十一条第一項中「前条及び第二十四条」を「第二十五条及び第二十五条の二」に改め、同項

を「第二十五条の二及び第二十三条を削る。

第二十二条の二及び第二十三条を削る。

第二十三条の二の二を「第二十三条とする。

第二十三条の十四第一項中「第二十三条の十二第一項」を「第二十三条の二十一第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「第二十三条の二十一第一項」を「第二十二条第一項」に、「廢止を許可し」を「廢止の届け出がない」と改める。

第二十二条の二の二を「第二十二条の二」とする。

第二十二条の十三第一項中「左の各号の一」を

「次の各号のいずれか」に改め、同項各号を次によ

うに改める。

第二十二条の二の二(見出しを含む。)

第二十五条(見出しを含む。)

第二十六条第一項

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第七条の見出し、同条第一項	海技免状	承認証
第七条	海技士免許原簿	締約国資格受有者承認原簿
第十一條第一項	前条第一項	第二十三條第七項において準用する前条第一項
第十一條第二項	前条第一項又は第二項	第二十三條第七項において準用する前条第一項又は第二項
第十六條第一項	不正受験者	不正な承認申請者
第十六條第二項	海技試験に合格	承認に
第十六條第三項	その海技試験	その承認の手続
第十六條第四項	海技免状又は操縦免許証	承認をしない
第十六條第五項	海技免状又は操縦免許証	締約国資格証明書及び承認証
第十六條第六項	承認証	出があり」に改め、第三章の二中同条を第二十三條の二十四とする。
第十六條第七項	承認証	第二十二条の十三第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項各号を次にように改める。

までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第二十三条の十三第二項第一号に該当するに至つたとき。

三 第二十三条の十四第二項、第二十三条の十六第一項から第三項まで若しくは第六項、第二十三条の十八又は第二十三条の十九第一項の規定に違反したとき。

四 第二十三条の十六第四項、第二十三条の十七第一項又は第二十三条の二十の規定による命令に違反したとき。

五 第二十三条の十七第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで特定試験事務を行つたとき。

六 不正の手段により指定を受けたとき。

七 第二十三条の十一第一項を次のように改める。

第二十三条の十一第一項を「第二十三条の二十三」とす

指定試験機関は、特定試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十三条の十一第一項中「前項の許可をした」を第一項の規定による届出があつたに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により特定試験事務に関する業務の全部を廃止しようとする指定は、その効力を失う。

第二十三条の八の見出しを「(予算等の提出)」に改め、同条第一項中「の認可を受け」を「に提出し」に改め、同条を第二十二条の十八とする。

第二十三条の七を第二十三条の十七とする。

第二十三条の六第一項中「船舶職員の養成」を

「小型船舶操縦者の教習」に改め、同条を第二十三条の十六とする。

第二十三条の五を削る。

第二十三条の四を第二十三条の十四とし、同条の次に次の一条を加える。

(指定の更新)

第二十三条の十五 指定試験機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間¹とにその更新を受けなければ、その期間の経過について、その効力を失う。

2 第二十三条の十二及び第二十三条の十三の規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

第二十三条の三第一項中「左の各号」を「次に掲げる基準」に改め、同項第一号及び第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同項に次の二号を加える。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が特定試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、特定試験事務が不公正になるおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五 その指定をすることによつて当該申請に係る特定試験事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

第二十三条の三第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいすれか」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第二十三条の十三第一項」を「第二十三条の二十三第一項」に改め、第一項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 法人にあつては、その役員のうちにこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者がであること。

第二十三条の三第一項の三第二項の講習の課程のうち小型船舶操縦者としての業務を行うにあたり必要なものとして国土交通大臣が定める試験に合格し、かつ、第四条第二項の講習の課程「(以下「特定操縦免許」という。)」にあつては、操縦士国家試験(以下「操縦試験」という。)に合格した者(次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦免許(国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者にならうとする者に対する操縦免許に限る。)以下「特定操縦免許」という。)にあつては、操縦士の上級に該当する。

2 操縦免許は、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士の免許(以下「操縦免許」という。)を受けるなければならない。

3 操縦免許は、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士の免許(以下「操縦免許」という。)に合格した者は、小型船舶操縦士(技能限定をする場合に限る。)及び特殊小型船舶操縦士(十六歳以下他の資格十八歳)

二 第六条第一項第一号又は第三号に該当する者には、操縦免許を与えない。

3 この法律を適用する場合においては、一級小型船舶操縦士の資格は、二級小型船舶操縦士の資格の上級とする。

第二十三条の四 次の各号のいすれかに該当する者には、操縦免許を与えない。

一 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年齢に満たない者

イ 二級小型船舶操縦士(技能限定をする場合に限る。)及び特殊小型船舶操縦士 十六歳

ロ その他の資格 十八歳

二 第六条第一項第一号又は第三号に該当する者には、操縦免許を与えない。

3 登録及び小型船舶操縦免許証

第二十三条の五 国土交通大臣は、操縦免許を与えたときは、小型船舶操縦士免許原簿に登録し、かつ、小型船舶操縦免許証(以下「操縦免許証」という。)を交付しなければならない。(操縦免許の失効)

第二十三条の六 小型船舶操縦士が上級の資格についての操縦免許を受けたとき、又は技能限定をした操縦免許を受けた者が同一の資格についての限定をしない操縦免許若しくは限定がより緩和された技能限定をした操縦免許を受けたときは、下級の資格についての操縦免許又は従来受けていた技能限定をした操縦免許は、その効力を失う。

官 報 (号 外)

(操縦免許の取消し等)

二十三条の七 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が次の各号のいずれかに該当するときは、その操縦免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告す

配慮したできる限り簡素なものとすることを旨としなければならない。

に第六条第一項の規定は操縦免許について、第七条第二項の規定は小型船舶操縦工免許原簿について、第七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は操縦免許証について、第十一条第三項及び第十一項の規定は乗組免許の取消し等

について、第十五条及び第十六条の規定は操縦試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判庁が審判を開始したときは、この限りでない。

定に違反したとき(次号に掲げるときを除く。)。

第二十三條の三十の規定に違反する行為（以下この号及び第一十三條の三十一第一項において「違反行為」という。）をし、該當違反行為の内容及び回数が国土交通省令で定める基準に該当することとなつたとき。

としての職務を行つに当たり、海上衝突予防法その他の法令の規定に違反したとき。
国土交通大臣は、小型船舶操縦士が心身の障害により小型船舶操縦者の業務を適正に行つことができない者として国土交通省令で定めるものになつたと認めるときは、その操縦免許を取り消すことができる。

第一二十三条の八 操縦試験は、国土交通大臣が第二十三条の三第一項各号に定める資格別操縦免許について技能限定をする場合においては、資格別かつ小型船舶の航行する区域、大きさ又は推進機関の出力の別)に行う。

(操縦試験の内容)
第一二十三条の九 操縦試験は、小型船舶操縦者として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行う。
二 操縦試験は、身体検査、学科試験及び実技試験とする。

操縦試験の内容は、小型船舶の航行の安全に配慮したできる限り簡素なものとすることを旨としなければならない。

(操縦試験の免除)

第二十三条の十 国土交通大臣が指定した小型船舶教習所の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

3 2 操縦試験を受ける者が六級海技士(航海)若しくは六級海技士(機関)又はこれらの資格より上級の資格の海技士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の一部を免除することができる。

3 1 一級小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が技能限定をした一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合及び二級小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が技能限定をした二級小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 1 一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が特殊小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合及び特殊小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部又は一部を免除することができる。

5 1 操縦試験を受ける者が国土交通省令で定める乗船履歴を有する者である場合には、国土交通省令で定めるところにより、実技試験の全部又は一部を免除することができる。

(準用)

第五条第六項	船舶職員	小型船舶操縦者
第五条第七項	乗り組む船舶	乗船する小型船舶
第六条第一項	前項	第二十三条の十一において準用する前項
第十一条第二項	第十条第一項	第十一条第一項(第二十三條第七項において準用する場合を含む。)
第十一条第一項	前一項	第二十三条の七第一項又は第二項
第十二条第一項	前条第一項	第二十三条の七第一項
第十六条第二項	前条第一項又は第二項	第二十三条の七第一項又は第二項
第十六条第一項	海技試験又は第二十三條の二の規定による操縦試験	操縦試験又は海技試験

第二節 小型船舶操縦士試験機関 第二章の二に次の二節を加える。

第二

二節 小型船舶操縦者の乗船等

(小型船舶操縦者の乗船に関する基準)

船上に
小舟

空船舶の航行する区域、構造等

小型船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者に関する基準（以下「乗船基準」）

卷之七

第三章 基本概念

型船舶操縦士を乗船させなければならない。ただし、次条第一項の規定による許可を受けた場合

九
卷

第一項の規定による許可を受

た資格の小型船舶操縦士を小型船舶操縦者として乗船させ、かつ、同項の規定により条件又は

用限バナ

支那の開港場規則

満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

卷之三

五

し、及びこれを変更することができる。
(小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦士)

第二十三条の二十七 乗船基準において必要とさ

れる資格に係る操縦免許証を受有している小型船舶操縦士でなければ、乗船基準に定める小型船舶操縦士として、その小型船舶に乗船してはならない。

第二十三条の二十八 船舶所有者が第二十三条の

二十六第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けた場合には、同条第一項の規定により指定された資格を有する小型船舶操縦士は、前条の規定にかかわらず、当該小型船舶において小型船舶操縦士として乗船することができます。(小型船舶操縦士以外の乗船)

第二十三条の二十九 船舶所有者は、航行の安全を確保するために機関長又は通信長を乗船させる必要がある小型船舶として政令で定める小型船舶にあつては、政令で定める基準に従い、小型船舶操縦者のはか、海技免状を受有する海技士を乗船させなければならない。

前項の規定は、機関長又は通信長として乗船した海技士の死亡その他やむを得ない事由により小型船舶の航海中に機関長又は通信長が不在となつた場合には、当該小型船舶については、適用しない。ただし、その航海の終了後は、この限りでない。

第一項の政令で定める基準において必要とする資格に係る海技免状を受有している海技士でなければ、機関長又は通信長として、同項の政令で定める小型船舶に乗船してはならない。

第四節 小型船舶操縦者の遵守事項等

(小型船舶操縦者の遵守事項)

第二十三条の三十 小型船舶操縦者は、飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができるないおそれがある状態で小型船舶を操縦し、又は当該状態の者に小型船舶を操縦させてはならない。

2 小型船舶操縦者は、小型船舶が港を出入する

とき、小型船舶が狭い水路を通過するときその他の小型船舶に危険のおそれがあるときとして国土交通省令で定めるときは、自らその小型船舶を操縦しなければならない。ただし、乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許証を受有する小型船舶操縦士が操縦する場合その他国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第二十三条の二十九 船舶操縦者は、衝突その他の危険を生じさせる速力で小型船舶を遊泳者に接近させる操縦その他の人の生命、身体又は財産に対する危険を生じさせるおそれがある操縦として国土交通省令で定める方法で、小型船舶を操縦し、又は他の者に小型船舶を操縦させてはならない。

小型船舶操縦者は、小型船舶に乗船している者が船外に転落するおそれがある場合として国土交通省令で定める場合には、船外への転落に備えるためにその者に救命胴衣を着用させることその他の国土交通省令で定める必要な措置を講じなければならない。

第二十三条の三十一 海上保安官又は警察官は、第三章の二の章名を「小型船舶操縦者」に改め、同章を第三章とする。

第二十三条の三十二 海上保安官又は警察官は、第三章の三十の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の三十三の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の三十四の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の三十五の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の三十六の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の三十七の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の三十八の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の三十九の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の四十の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の四十一の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の四十二の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の四十三の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の四十四の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の四十五の規定に違反する事実があつたことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

教育講習を受けないことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由がある者について

は、当該理由の存する期間を除く。次項において「受講期間内」という。に、再教育講習を受けなければならない。

(海技免状又は操縦免許証の携行)

第二十五条 海技士又は小型船舶操縦士は、船舶操縦として小型船舶に乗船する場合には、船内に海技免状又は操縦免許証を備え置かなければならない。

第二十六条 第一項中「試験を受ける者」、「を」、「海技免状若しくは操縦免許若しくは操縦免許証」の下に「若しくは操縦免許」を加え、「免許に」を「海技免許若しくは操縦免許に」に、「小型船舶操縦士の資格についての免許」を「操縦免許に」、「海技免状又は操縦免許証」を「小型船舶操縦士免許原簿に」、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「指定試験機関の行う試験」を「指定試験機関の行う操縦試験」に改める。

第二十七条 第一項中「第二十三条の二第七項」を「第二十三条第七項及び第二十三条の二十一」に改め、第二十二条の二第一項中「第二十三条の二第七項」を「第二十三条第七項及び第二十三条の二十一」に改める。

第二十八条 第一項中「船舶職員」の下に「小型船舶操縦士」に改め、「海技免状」の下に「海技士又は小型船舶操縦士」に改め、「海技免状」の下に「又は操縦免許証」を加え、同条第二項中「第二十三条の二第一項及び第二項」を「第二十三条の二十一第一項及び第三項」に改める。

第二十九条の二第一項中「船舶職員」の下に「小型船舶操縦士」を、「海技免状」の下に「操縦免許証」を加え、同条第二項中「第二十三条の二第一項及び第二項」を「第二十三条の二十一第一項及び第三項」に改める。

第二十九条の二第一項中「船舶職員」の下に「小型船舶操縦士」を、「海技免状」の下に「操縦免許証」を加え、「第二十九条の二第一項及び第二項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九条の二第一項」と、第二十四条第一項中「前項」とあるのは「第二十九条の二第一項」とある、「同項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一項各号のいづれかに定める要件を満たす乗組員が乗り組んだ」と読み替えるものとする。

船舶について、同項に規定する事実がなくなりたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

(海技免状又は操縦免許証の携行)

第二十五条 海技士又は小型船舶操縦士は、船舶操縦として小型船舶に乗船する場合には、船内に海技免状又は操縦免許証を備え置かなければならない。

第二十六条 第一項中「試験を受ける者」、「を」、「海技免状若しくは操縦免許若しくは操縦免許証」の下に「若しくは操縦免許」を加え、「免許に」を「海技免許若しくは操縦免許に」に、「小型船舶操縦士の資格についての免許」を「操縦免許に」、「海技免状又は操縦免許証」を「小型船舶操縦士免許原簿に」、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「指定試験機関の行う試験」を「指定試験機関の行う操縦試験」に改める。

第二十七条 第一項中「第二十三条の二第七項」を「第二十三条第七項及び第二十三条の二十一」に改め、第二十二条の二第一項中「第二十三条の二第七項」を「第二十三条第七項及び第二項」に改める。

第二十八条 第一項中「船舶職員」の下に「小型船舶操縦士」に改め、「海技免状」の下に「海技士又は小型船舶操縦士」に改め、「海技免状」の下に「又は操縦免許証」を加え、同条第二項中「第二十三条の二第一項及び第二項」を「第二十三条の二十一第一項及び第三項」に改める。

第二十九条の二第一項中「船舶職員」の下に「小型船舶操縦士」を、「海技免状」の下に「操縦免許証」を加え、「第二十九条の二第一項及び第二項」を「第二十三条の二十一第一項及び第三項」に改める。

第二十九条の二第一項中「船舶職員」の下に「小型船舶操縦士」を、「海技免状」の下に「操縦免許証」を加え、「第二十九条の二第一項」とある、「同項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一項各号のいづれかに定める要件を満たす乗組員が乗り組んだ」と読み替えるものとする。

第四章中第二十九条の四の次に次の二条を加え
る。

(一)の法律の運用)

第二十九条の五 國土交通大臣は、小型船舶操縦者に係るこの法律の規定の運用に当たつては、小型船舶の航行の安全の確保が小型船舶を利用した余暇活動その他の国民の諸活動との調和の下に図られるよう努めなければならない。

第三十条中「第二十九条の十三第一項」を「第二十三条の三中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「同項第一号中「第十八条」の下に「、第二十三条の二十三第一項」に改める。

第三十三条の二中「第二十三条の九第一項」を「第二十三条の十九第一項」に改める。

官 報 (号 外)

二十三条の二第七項」を「第二十三条第七項」に改める。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の船舶職員法(以下「旧法」という。)第五条第一項第一号から第四号までに掲げる資格(以下「旧海技資格」という。)に係る海技従事者の免許(以下「旧海技免許」という。)を受けてい

る者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に、それぞれこの法律による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法(以下「新法」という。)の規定による当該旧海技資格と同一の名称

第三項の規定によりその旧海技免許又は旧操縦免許に相当するものとみなされた新海技免許又は新操縦免許に係る新法第七条第一項又は新法

第四条 新海技又は附則第二条第三項の規定により新操縦免許を受けたものとみなされた者が旧法第七条第一項の規定により交付を受けた旧

海技免許又は旧操縦免許に係る海技免状(以下「旧免状」という。)は、当該旧免状の有効期間が満了する日までの間は、附則第一条第一項又は

第三項の規定によりその旧海技免許又は旧操縦免許に相当するものとみなされた新海技免許又は新操縦免許に係る新法第七条第一項又は新法

第五条 第二十三条の五の規定による海技免状又は小型船舶操縦免許証とみなす。

第六条 旧法第十一条第一項の規定により免許を取

り消され、又は業務の停止を命ぜられた者は、当該免許を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた日に、新法第十一条第一項又は新法第

二十三条の七第一項の規定により免許を取り消され、又は業務の停止を命ぜられたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第二十三条の二の二第一項の規定による指定を受けている者は、施行日前に旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他行為で、新法中相

当する規定があるものは、國土交通省令で定めることにより、新法によりしたものとみなす。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもの

ほか、施行日前に旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他行為で、新法中相

当する規定があるものは、國土交通省令で定め

ることにより、新法によりしたものとみなす。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第一条から前条までに定めるもの

ほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(船員法の一部改正)

第十一條 船員法(昭和二十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前二号に掲げるもののほか、船舶職員及

び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第

百四十九号)第二条第四項に規定する小型

船舶であつて、スポーツ又はレクリエー

ションの用に供するヨット、モーターボー

トその他のその航海の目的、期間及び態

様、運航体制等からみて船員労働の特殊性

が認められない船舶として國土交通省令の

定めるもの

出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十一条の二第二項中「第二十三条の十一第一項」を「第二十三条の二十一第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

第三十二条中「第二十二条若しくは第二十四条」を「第二十五条若しくは第二十五条の二」に、「第二

第三十一条の二第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、「同項第一号を次のように改める。

第二十三条の二第一項中「各号の二」を「各号の二第一項」に改め、「含む。」の下に「若しくは第二十二条の七第一項」を、「船舶職員」の下に「又は小型船舶操縦者」を加える。

第三十二条中「各号の一」を「各号の二」に改め、同項第一号中「第二十二条第一項」の下に「、第二十三条の二十七又は第二十二条の二十九第三項」を加え、同項第二号中「第二十二条の二第七項」を「第二十二条第七項」に改め、「含む。」の下に「若しくは第二十二条の七第一項」を、「船舶職員」の下に「又は小型船舶操縦者」を加える。

第三十二条中「各号の二」を「各号の二第一項」に改め、同項第一号中「第二十二条第一項」の下に「、第二十三条の二十一第一項」に改め、「同項第一号を次のように改める。

第二十三条の二第一項中「各号の二」を「各号の二第一項」に改め、「含む。」の下に「若しくは第二十二条の二十一第一項」に改め、「同項第一号を次のように改める。

二 第二十三条の二第一項中「各号の二」を「各号の二第一項」に改め、「含む。」の下に「若しくは第二十二条の二十一第一項」に改め、「同項第一号を次のように改める。

第三十二条中「各号の二」を「各号の二第一項」に改め、「同項第一号を次のように改める。

第三十二条中「第二十二条若しくは第二十四条」を「第二十五条若しくは第二十五条の二」に、「第二

制等のための実行計画が未だ策定されていないことは極めて重大であることにかんがみ、これを早急に策定すること。

五、実効ある地球温暖化対策を推進する上で、各主体ごとの温室効果ガスの排出量の把握が重要なことから、国及び各地方公共団体、事業者等からの温室効果ガス排出量の把握、公表及び評価のあり方について検討を進め、必要な措置を講ずること。

また、温室効果ガスの排出量の把握に資する各種情報の提供及び支援に努めるとともに、各種統計データについて、その共用化を進め、集計・公表の大幅な迅速化を図ること。

六、森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に向けて、森林・林業基本計画等に基づく森林の整備等を着実に実施すること。また、そのための関係省庁による施策の連携を図ること。

七、本法及び京都議定書目標達成計画については、本法に規定されている見直し時期到来前であっても、隨時見直しを行い、京都議定書に定められた我が国の温室効果ガス削減目標の達成のために必要な追加的施策を実施すること。なお、排出量取引等の京都メカニズムについては、これが国内対策に対する補足的であるとの原則に十分留意して、その活用のための国内制度のあり方の検討に当たること。

八、温室効果ガス排出削減目標の達成状況を勘査しつつ、排出削減の実効性を高める上で考慮されるべき選択肢の一つとしての環境税等の経済的手法、及びそれらの導入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税制改革全体の中で検討を進めること。

九、京都議定書に基づく地球温暖化対策の実効性を上げるため、世界最大の温室効果ガス排出大国である米国に対し、あらゆる機会を利用して同議定書に参加するよう働きかけるとともに、今

後、温室効果ガスの排出量が急増することが予想される途上国において、温室効果ガスの排出抑制措置が図られるよう、我が国としても可能な限りの支援を行っていくこと。

右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年五月二十一日

衆議院議長 締 貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

法律第百一項中「総合的な」を「総合的かつ計画的」に改め、同条第五項において「第五項」に改め、「以下」に改める。

第五項に改め、同条を第二十二条とする。

第十五条を第三十一條とし、第十四条を第三十一条とし、第十三条を第二十五条とし、同条の次に次の二条、一章、章名及び一条を加える。

(地球温暖化対策地域協議会)

第二十六条 地方公共団体、都道府県センター、

地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の者による温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

第六章 雜則(第二十九条—第三十二条)

第三章 京都議定書目標達成計画(第八条・第九条)

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策(第二十条—第二十七条)

第五章 森林等による吸収作用の保全等(第二十八条)

第六章 雜則(第二十九条—第三十二条)

附則 第一章 総則

第一条 中「気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約の締結の経過を踏まえ」を削り、「地球温暖化化の推進に関する知識の普及並びに地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために活動の促進に努めるものとする。

第一条 第二項中「動植物による二酸化炭素の」を削り、同条第五項中「たる物質」を「である物質」に改める。

第三条第一項中「総合的な」を「総合的かつ計画的な」に改め、同条第三項中「第五項において」を「以下」に改める。

第十六条中「第十一条第五項」を「第二十四条第五項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十五条を第三十一條とし、第十四条を第三十一条とし、第十三条を第二十五条とし、同条の次に次の二条、一章、章名及び一条を加える。

(地球温暖化対策地域協議会)

第二十六条 地方公共団体、都道府県センター、

地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の者による温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

第六章 雜則(第二十九条—第三十二条)

第三章 京都議定書目標達成計画(第八条・第九条)

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策(第二十条—第二十七条)

第五章 森林等による吸収作用の保全等(第二十八条)

第六章 雜則(第二十九条—第三十二条)

附則 第一章 総則

第一条 中「気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約の締結の経過を踏まえ」を削り、「地球温暖化化の推進に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために活動の促進に努めるものとする。

第二十七条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他の関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために活動の促進に努めるものとする。

第七条の見出しを「(京都議定書目標達成計画)」に改め、同条第一項中「地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、地球温暖化対策に関する基本方針(以下「基本方針」)を京都議定書目標達成計画に改め、同条第二項中「基本方針」を京都議定書目標達成計画に改め、同条第五号中「基本的項目」を「重要事項」に改め、同号を同項第八号

第一条 第二項中「政府及び地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

第二条 第二項中「動植物による二酸化炭素の」を削り、「総合的な」を「総合的かつ計画的」に改め、「以下」に改める。

第三条第一項中「総合的な」を「総合的かつ計画的」に改め、「第五項において」を「以下」に改める。

第十六条中「第十一条第五項」を「第二十四条第五項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十五条を第三十一條とし、第十四条を第三十一条とし、第十三条を第二十五条とし、同条の次に次の二条、一章、章名及び一条を加える。

(地球温暖化対策地域協議会)

第二十六条 地方公共団体、都道府県センター、

地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の者による温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

第六章 雜則(第二十九条—第三十二条)

第三章 京都議定書目標達成計画(第八条・第九条)

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策(第二十条—第二十七条)

第五章 森林等による吸収作用の保全等(第二十八条)

第六章 雜則(第二十九条—第三十二条)

附則 第一章 総則

第一条 中「気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約の締結の経過を踏まえ」を削り、「地球温暖化化の推進に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために活動の促進に努めるものとする。

第二十七条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他の関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために活動の促進に努めるものとする。

第七条の見出しを「(京都議定書目標達成計画)」に改め、同条第一項中「地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、地球温暖化対策に関する基本方針(以下「基本方針」)を京都議定書目標達成計画に改め、同条第二項中「基本方針」を京都議定書目標達成計画に改め、同条第五号中「基本的項目」を「重要事項」に改め、同号を同項第八号

とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

三 温室効果ガスである物質の種類その他の区分

分ことの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標

四 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標

五 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

第七条第三項中「環境大臣は、基本方針の案を作成し、」を「内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「環境大臣は、第三項」を「内閣総理大臣は、前項に、「基本方針」を「京都議定書目標達成計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の二条、一章、章名及び一条を加える。

(京都議定書目標達成計画の変更)

第九条 政府は、平成十六年及び平成十九年に地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進副本部長(以下「本部」という。)を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもつて充てる。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、京都議定書目標達成計画を変更しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、京都議定書目標達成計画の変更について準用する。

(地球温暖化対策推進本部の設置)

第十一条 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 京都議定書目標達成計画の案の作成に関する法律

二 京都議定書目標達成計画の実施の推進に関する法律

組織

第三章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

第十二条 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進副本部長をもつて組織する。

第十三条 本部の長は、地球温暖化対策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(地球温暖化対策推進副本部長)

第十四条 本部に、地球温暖化対策推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(地球温暖化対策推進副本部員)

第十五条 本部に、地球温暖化対策推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。

(幹事)

第十六条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(事務)

第十七条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十八条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十一年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

第十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

(地方公共団体の施策)

第二十条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的・社会的情条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

第六条の次に次の二条及び章名を加える。

(京都議定書目標達成計画の変更)

第七条 政府は、温室効果ガスの排出量等の算定等)

第六条に規定する目標及び京都議定書第七条に規定する年次目標を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

(京都議定書目標達成計画)

附則第一條中「並びに附則第三条」を削る。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

(検討)

第一条 政府は、京都議定書第六条に規定する事業、京都議定書第十二条に規定する低排出型の開発の制度及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二条 政府は、平成十七年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十六条を第三十二条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四条を第三十条とする改正規定、第十二条の次に二条、一

章、章名及び一条を加える改正規定(第二十六条、第二十七条及び第二十九条に係る部分に限る。)並びに第十二条及び第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

審査報告書

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年五月三十日

参議院議長 倉田 寛之殿

経済産業委員長 保坂 三蔵

委員会の決定の理由

本法律案は、我が国におけるエネルギー消費の構造的な変化、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等のエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に応じた燃料資源の有効な利用の確保を図るため、第一種エネルギー管理指定工場の対象を拡大するとともに、特定の建築物の建築をしようとする者にその建築物の設計及び施工に係る一定の事項の届出を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国におけるエネルギー消費の構造的な変化、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等のエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に応じた燃料資源の有効な利用の確保を図るため、第一種エネルギー管理指定工場の対象を拡大するとともに、特定の建築物の建築をしようとする者にその建築物の設計及び施工に係る一定の事項の届出を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十六条を第三十二条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四条を第三十条とする改正規定、第十二条の次に二条、一

章、章名及び一条を加える改正規定(第二十六条、第二十七条及び第二十九条に係る部分に限る。)並びに第十二条及び第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成十四年四月二十六日

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 綿貫 民輔

第十二条の三を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和
五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改
正する。

第六条第一項中「製造業その他の政令で定める

業種に属する事業の用に供する工場であつて」を
削り、「もの」を「工場」に改め、「当該業種に属す
る事業の用に供する工場であつて」を削り、同条
第二項中「前項の政令で定める業種に属する事業
の用に供する」を削り、「同項の政令」を「前項の政
令」に改め、同条第三項中「一に」を「いずれかに」
に改め、同項第一号中「第一項の政令で定める業
種に属する」を削り、同条第四項中「一に」を「いず
れかに」に改める。

第七条第一項中「により」の下に「その設置して
いる」を加え、同項に次のただし書きを加える。
ただし、第一種特定事業者のうち次に掲げる
者(以下「第一種特定事業者」という。)は、この
限りでない。

一 第一種エネルギー管理指定工場のうち製
業その他の政令で定める業種に属する事業の
用に供する工場であつて、専ら事務所その他
これに類する用途に供するもののうち政令で
定めるものを設置している者

二 第一種特定事業者のうち次に掲げる者(以下
「第一種特定事業者」という。)は、この
限りでない。
一 第一種エネルギー管理指定工場のうち製
業その他の政令で定める業種に属する事業の
用に供する工場であつて、専ら事務所その他
これに類する用途に供するもののうち政令で
定めるものを設置している者

第十一条第二項中「第一種特定事業者」の下に「(第
一種指定事業者を除く。)」を加え、同条第三項中
「第一種エネルギー管理指定工場」の下に「(第一種
指定事業者が設置しているものを除く。)」を加え
る。

第十一条第二項中「第三項を同条第四項とし、同条第二
項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項
とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項の規定により同項第一号に掲げる
者のうちからエネルギー管理員を選任した第一
種指定事業者は、前項の規定により中長期的な
計画を作成するときは、経済産業省令で定める
ところにより、エネルギー管理士免状の交付を
受けている者を参画させなければならない。

第十条の二を第十条の三とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(エネルギー管理員)

第十条の一 第一種指定事業者は、経済産業省令
で定めるところにより、その設置している第一
種エネルギー管理指定工場」として、次に掲げる
者のうちから、エネルギー管理員を選任しなけ
ればならない。

一 経済産業大臣又はその指定する者(以下「指
定講習機関」という。)が経済産業省令で定め
るところにより行うエネルギーの使用的の合理
化に関し必要な知識及び技能に関する講習の
課程を修了した者

二 エネルギー管理士免状の交付を受けている
者

三 第一種指定事業者は、経済産業省令で定める
期間ごとに、前項第一号に掲げる者のうちから
エネルギー管理員に選任した者に経済産業大臣
又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところ
により行うエネルギー管理員の資質の向上を
図るために講習を受けなければならない。

4 第九条及び前条第一項の規定はエネルギー管
理員に、同条第二項の規定は第一種指定事業者
に、同条第三項の規定は第一種指定事業者が設
置している第一種エネルギー管理指定工場の從
業員に準用する。この場合において、同条第二
項及び第三項中「エネルギー管理員」とあるの
は、「エネルギー管理員」と読み替えるものとす
る。

第十二条の四 削除

第十二条の二十一第一項中「第十二条の三第一
項第一号」を「第十条の二第一項第一号(第十二条
の三第一項において準用する場合を含む。次項、
第十二条の二十三第一号及び第二十五条の二第一
項において同じ。)」に改め、「同条第二項」の下に
「(第十二条の三第一項において準用する場合を含
む。第二十五条の二第一項において同じ。)」を加
え、同条第二項中「第十二条の三第一項第一号」を
「(第十二条の二第一項第一号)」に改める。

第十二条の二十三第一号中「第十二条の三第一
項第一号」を「第十条の二第一項第一号」に改め
る。

2 第九条及び前条第一項の規定はエネルギー管
理員に、同条第二項の規定は第一種指定事業者
に、同条第三項の規定は第一種指定事業者が設
置している第一種エネルギー管理指定工場の從
業員に準用する。この場合において、同条第二
項及び第三項中「エネルギー管理員」とあるの
は、「エネルギー管理員」と読み替えるものとす
る。

臣」を「所管行政庁」に、「特定建築主」を「者」に改
め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「国土
交通大臣は、建築物であつて規模について政令で
定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」と
いう。)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及
び特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネ
ルギーの効率的利用のための措置」を「所管行政庁

から第三項まで及び第十一項の規定は第二種特
定事業者に、第十条第三項の規定は第二種エネ
ルギー管理指定工場の従業員に準用する。この
場合において、同条第二項及び第三項中「エネ
ルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理

員」と読み替えるものとする。

第十二条の四 削除

第十二条の二十一第一項中「第十二条の三第一
項第一号」を「第十条の二第一項第一号(第十二条
の三第一項において準用する場合を含む。次項、
第十二条の二十三第一号及び第二十五条の二第一
項において同じ。)」に改め、「同条第二項」の下に
「(第十二条の三第一項において準用する場合を含
む。第二十五条の二第一項において同じ。)」を加
え、同条第二項中「第十二条の三第一項第一号」を
「(第十二条の二第一項第一号)」に改める。

第十二条の二十三第一号中「第十二条の三第一
項第一号」を「第十条の二第一項第一号」に改め
る。

2 第九条及び前条第一項の規定はエネルギー管
理員に、同条第二項の規定は第一種指定事業者
に、同条第三項の規定は第一種指定事業者が設
置している第一種エネルギー管理指定工場の從
業員に準用する。この場合において、同条第二
項及び第三項中「エネルギー管理員」とあるの
は、「エネルギー管理員」と読み替えるものとす
る。

第十二条の二十一第一項中「第六条第一項の政令で定
める業種に属する事業を行う者又は」を削り、同
条第四項中「国土交通大臣」を「所管行政庁」に改
め。

第十二条の二第一項中「第六条第一項の政令で定
める業種に属する事業を行う者又は」を削り、同
条第四項中「国土交通大臣」を「所管行政庁」に改
め。

二 新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に関する事項

三 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、新エネルギー等の普及の状況、石油の需給事情その他の経済的社會的事情の著しい変動のため特に必要があると認めたときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、新エネルギー等電気利用目標を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣からなければならぬ。

5 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(新エネルギー等電気の基準利用量)

第四条 電気事業者は、毎年六月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間に(以下「届出年度」という。)に利用することを予定している新エネルギー等電気の基準利用量(その電気事業者が当該届出年度において利用をすべきものとして、当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量(他の電気事業者に供給したものと除く。第十条において同じ。)を基礎として新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及の状況その他の事情を勘案して経済産業省令で定めるところにより算定される新エネルギー等電気の量をいう。以下同じ。)その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 届出年度の四月一日から六月一日までの間に電気の供給を開始した電気事業者に関する前項の規定の適用については、同項中「四月一日」から

利用量に達していない程度が経済産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことと命ずることができる。

(新エネルギー等発電設備の認定)

第九条 新エネルギー等を電気に変換する設備を用いて発電し、又は発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 当該発電し、又は発電しようとする者が設置し、又は設置しようとする当該新エネルギー等を電気に変換する設備が経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認められるときは、同項の認定をするものとする。

三 経済産業大臣は、新エネルギー等発電設備について第一項の認定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

三 前項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第二項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

三 前項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、当該認定を取り消すことができる。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(供給した電気の量等の届出)

第十条 電気事業者は、毎年六月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、その年の前年間における電気の供給量(その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ)。

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合において、新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量を減少したときは、当該電気事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(勧告及び命令)

第六条 電気事業者は、他の電気事業者がその基準利用量を超える量の新エネルギー等電気の利用をする場合において、当該他の電気事業者の利用をそのまま受けたときは、経済産業大臣の承認を受けて、その超える分に相当する新エネルギー等電気の量を自らの基準利用量から減少することができる。

第七条 経済産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準利用量に相当する量の新エネルギー等電気の利用を第五条の規定により行うことなどが困難となつた電気事業者の申出があったときは、当該届出年度の基準利用量を減少することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により基準利用量を減少したときは、当該電気事業者に対し、その旨を通知するものとする。

第三条 経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達しない場合において、その違していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合において、新エネルギー等電気の利用をする量が基準

(帳簿の記載)

第十二条 電気事業者又は第九条第一項の認定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その利用をし、又は発電した新エネルギー等電気の量その他経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立人検査)

第十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者又は第九条第一項の認定を受けた者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認められるときは、同項の認定をするものとする。

3 経済産業大臣は、新エネルギー等発電設備について第一項の認定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

3 前項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第二項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 前項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

三 前項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 前項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 前項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第十四条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(罰則)

第十五条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条又は第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

六 第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

七 第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

八 第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

九 第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

十 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

十一 第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

十二 第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

十三 第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

十四 第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

十五 第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

十六 第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

十七 第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

十八 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

十九 第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

二十 第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

二十一 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

二十二 第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

に規定する基準利用量は、同条の規定にかかわらず、第五条の規定の施行後七年間は、第四条の規定によって算定した量を新エネルギー等電気の利用の状況その他の事情を勘査して経済産業大臣が定める方法により調整して得た量とする。

(政令への委任) 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経済産業省設置法の一部改正) 第六条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」を「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第...号)、石油及び可燃性天然ガス資源開発法」に改める。

対応しつつ、消費者や実需者の多様なニーズに応え、効率的な野菜の供給を行うための契約取引を推進する新たな制度の創設、生産者の経営と消費者への野菜供給の安定を図るための生産者補給金制度の拡充等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、特に費用を要しない。

一 費用 附帯決議

二 生産者補給金制度の対象となる大規模生産者については、野菜の安定供給及び野菜農業の担い手育成に資するよう適正な基準を設定するとともに、その認定が公正かつ円滑に行われるよう努めること。

三 野菜の需給と価格の安定を図る観点から、需給調整が適切に行われるよう情報の収集・管理及びその積極的な提供を行うとともに、大規模生産者を含め生産者団体等の需給調整活動が適切に行われるよう指導すること。

四 新たに生産者補給金制度の対象となる大規模生産者についても、野菜の安定供給及び野菜農業の担い手育成に資するよう適正な基準を設定するとともに、その認定が公正かつ円滑に行われるよう努めること。

五 野菜の需給と価格の安定を図る観点から、需給調整が適切に行われるよう情報の収集・管理及びその積極的な提供を行うとともに、大規模生産者を含め生産者団体等の需給調整活動が適切に行われるよう指導すること。

六 野菜消費の減少が国民の健康に及ぼす影響が懸念されることから、「食生活指針」のより一層の普及・定着、学校教育における栄養や健康に関する教育の充実に努めるなど野菜の消費拡大を図ること。

七 また、国民の間で食の安全に対する不信が生じている現状を踏まえ、表示の適正化の強力な推進と農業の適正使用についての指導体制の一層の強化を図るとともに、国民が安心して良質な野菜を選択できるようトレーサビリティシステム(生産・流通履歴情報の追跡システム)の推進について検討を行うこと。

八 また、輸入野菜の急増が、野菜経営に及ぼしている影響を踏まえ、国産野菜の安定的な生産・供給等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

九 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

十 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

十一 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

十二 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

十三 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

十四 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

十五 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

十六 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

十七 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

十八 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

十九 また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月二十六日

参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 締貫 民輔

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案
野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律

野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。
第一条中「需要」を「需要及び供給」に改める。

第一条中「につき」を「について」に改め、「一定の消費地域における」を削り、「交付」の下に「あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付」を加え、「当該消費地域における」を削り、「その主要な」を「主要な」に改め、「当該消費地域に対する」を削る。

第二条第一項を削り、同条第一項を同条とする。

「第一章 需要の見通し」を「第一章 需要及び供給の見通し」に改める。

第三条の見出しを削り、同条第一項中「関係都道府県知事の意見をきいて指定消費地域における」を削り、「需要」の下に「及び供給」を加え、同条第一項中「需要」の下に「及び供給」を加え、同条第三項中「需要」の下に「及び供給」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四条第一項中「指定消費地域に対する」を削り、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第三項中「及び指定消費地域」と「当該指定消費地域に対する」を削り、「需要及び供給の見通し」に改め、同条第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、「に改め。

第八条第一項第一号中「指定消費地域に対する」を削り、同条第三項中「需要の見通し等から推定される関係指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向」を「需要及び供給の見通し」に改め、同条第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十条中「指定消費地域における」を削り、「指定野菜」を「指定野菜について、その」に改め、「出荷団体を通ずる」を削り、「交付」の下に「あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付」を加える。

第十五条第一項第一号中「指定消費地域における指定野菜」を「指定野菜」に改め、「(政令で定める指定期別)」とに政令で定める指定消費地域における当該種別に属するもの」を削り、「その生産者の」を「対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)」及び「基金が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)」に、「緩和するための生産者補給金をその生産者に交付するため、登録出荷団体を「緩和するため、その登録出荷団体」に、「生産者補給交付金」を「その委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第一号」の下に「又は第一号」を削り、「生産者補給交付金」を「若しくは生産者補給金又は同項第二号の交付金(以下「生産者補給交付金等」と改め、「登録出荷団体」の下に「又は登録生産者」を加える。

第十八条中「(以下「生産者補給交付金」)を「若しくは生産者補給金又は同項第二号の交付金(以下「生産者補給交付金等」と改め、「登録出荷団体」の下に「又は登録生産者」を加える。

第十九条中「及び」を「並びに」に改め、「登録出荷団体」の下に「及び登録生産者」を加え、「生産者補給交付金」を「生産者補給交付金等」に改める。

第五十九条第一項第七号中「出荷団体」の下に「及び生産者」を加える。

第六十一条第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第六十三条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十四条中「一に」を「いずれかに」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第十五条第二項中「指定消費地域における」及び「当該指定消費地域に対する」を削り、同条第三項中「指定消費地域に対する」を削り、「同号の政令で定める指定消費地域に」を削り、同条第四項中「前二項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「出荷団体」の下に「又は生産者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「前二項を加える。

第十六条の見出しを「(出荷団体及び生産者の登録)」に改め、同条第一項中「その種別に属するもの」を削り、「その生産者」を「対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)」に、「緩和するための生産者補給金をその生産者に交付するため、登録出荷団体を「緩和するため、その登録出荷団体」に、「生産者補給交付金」を「その委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第一号」の下に「又は第一号」を削り、「生産者補給交付金」を「若しくは生産者補給金又は同項第二号の交付金(以下「生産者補給交付金等」と改め、「登録出荷団体」の下に「又は登録生産者」を加える。

第十八条中「(以下「生産者補給交付金」)を「若しくは生産者補給金又は同項第二号の交付金(以下「生産者補給交付金等」と改め、「登録出荷団体」の下に「又は登録生産者」を加える。

第十九条中「及び」を「並びに」に改め、「登録出荷団体」の下に「及び登録生産者」を加え、「生産者補給交付金」を「生産者補給交付金等」に改める。

象野菜を」に改める。

第六十二条第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 前条第一項第一号の登録を受けた資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する者であつて、当該対象野菜の作付面積が農林水産省令で定められた面積に達しているものとする。

第二条 この法律は、京都議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

投票者氏名
日程第一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 前条第一項第一号の登録を受けた資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する者であつて、当該対象野菜の作付面積が農林水産省令で定められた面積に達しているものとする。

第二条 この法律は、京都議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名
阿南 愛知 荒井 有村 市川 岩井 上杉 小野 大島 太田 加藤 岩城 入澤 岩城 光英君 上野 公成君 尾辻 秀久君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 加治屋義人君 加納 時男君 木村 仁君 金田 勝年君 景山俊太郎君 木村 仁君 久世 公堯君 柏村 武昭君 英典君 安君 千景君 紀文君 加藤 纪文君 宏一君 恒一君 正幸君 岸 久野 国井 顕雄君

平成十四年五月三十一日

參議院會議錄第二十号 投票者氏名

小齊平敏文君 博子君 剛君 後藤 近藤 齊藤 佐藤 滋宣君 昭郎君 小泉 仁君 木村 公堯君 仁君 時男君 加納 景山俊太郎君 滝年君

小林 鴻池 佐々木知子君 祥馨君 温君 小川 大塚 勝木 勝也君 耕平君 健司君 幸子君 木俣 佳丈君 孟紀君

江田 五月君 小川 敏夫君 孟紀君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 小宮山洋子君 小川 大塚 勝木 勝也君 耕平君 健司君 幸子君 木俣 佳丈君 孟紀君

江本 小川 敏夫君 孟紀君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 小宮山洋子君 小川 大塚 勝木 勝也君 耕平君 健司君 幸子君 木俣 佳丈君 孟紀君

賛成者氏名	反対者氏名	日程第一 内閣提出、衆議院送付	船舶職員法の一部を改正する法律案
阿南 一成君	市田 緒方 忠義君		
愛知 治郎君	小泉 富樫 紙		
荒井 有馬 青木 阿部 正俊君	林 岳志君 練三君 智子君		
岩井 上杉 泉城 入澤 有馬 青木 阿部 正俊君	吉田 宮本 烟野 細川 緒方 忠義君		
市川 有村 一朗君 正吾君 治子君	大江 吉川 吉岡 田嶋 大脇 渡辺 森 庄太君		
大島 小野 岩井 岩城 上野 尾辻 太田 大仁田	吉田 大江 吉川 吉岡 田嶋 大脇 渡辺 森 庄太君		
慶久君 清子君 光弘君 公成君 秀久君 厚君	西岡 平野 大野 ひろ子君 西山登紀子君		
加治屋義人君	高橋紀世子君		
○名	八田ひろ子君		
一二八名	西川きよし君		

河本 柏村 狩野 久野 国井 武昭君 安典君 正幸君 恒一君 小齊平敏文君 博子君 剛君 後藤 近藤 齊藤 佐藤 滋宣君 昭郎君 小泉 仁君 木村 公堯君 仁君 時男君 加納 景山俊太郎君 滝年君

岸 河本 柏村 狩野 久野 国井 武昭君 安典君 正幸君 恒一君 小齊平敏文君 博子君 剛君 後藤 近藤 齊藤 佐藤 滋宣君 昭郎君 小泉 仁君 木村 公堯君 仁君 時男君 加納 景山俊太郎君 滝年君

浜田卓二郎君	鶴岡高野洋君	沼田たまき君	澤山和田ひろ子君	草川加藤修一郎君	峰崎内藤良一郎君	柳井羽田雄一郎君	松井正司君	井上峰泰弘君	堀谷哲郎君	藤井良充君	辻千葉景子君	谷佐藤良泰君	高嶋雄平君	櫻井充君	佐藤泰介君	佐藤神本美恵子君	佐藤木俣君	佐藤佳丈君	佐藤神本美恵子君	佐藤木俣君	佐藤敏夫君	佐藤雅史君	吉村剛太郎君	吉村朝日君	吉村今泉君	吉村海野君	吉村池口君	吉村脇君	吉田俊弘君	吉田修次君	吉田徳昭君	吉田昭君	吉田俊弘君	吉田雅史君	吉田脇君	吉田昭君	吉田徳昭君	吉田基隆君	吉田若林君	吉田浅尾慶一郎君	吉田博美君
--------	--------	--------	----------	----------	----------	----------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	------	-------	----------	-------	-------	----------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	----------	-------

浜田遠山	白浜木庭健太郎君	風間満治君	山本薬科	柳田峰崎	峰崎松井	峰崎堀	峰崎藤井	峰崎直嶋	峰崎角田	峰崎谷林	峰崎佐藤	峰崎齊藤	峰崎鈴木	峰崎北澤	峰崎小林	峰崎大塚	峰崎勝木	峰崎小川	峰崎江田	峰崎岩本	峰崎伊藤君	峰崎五月君	峰崎今井君	峰崎岩崎君	峰崎勝也君	峰崎耕平君	峰崎幸子君	峰崎俊司君	峰崎健司君	峰崎道夫君	峰崎勤君	峰崎元君	峰崎東君	峰崎道夫君	峰崎勤君	峰崎幸子君	峰崎俊司君	峰崎健司君	峰崎道夫君	峰崎勤君	峰崎幸子君	峰崎俊司君	峰崎健司君	峰崎道夫君	峰崎勤君	峰崎幸子君	峰崎俊司君	峰崎健司君	峰崎道夫君	峰崎勤君	峰崎幸子君	峰崎俊司君	峰崎健司君	峰崎道夫君	峰崎勤君	峰崎幸子君	峰崎俊司君	峰崎健司君
------	----------	-------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------

反対者氏名		○名		賛成者氏名		一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)の日程第三 地球温暖化対策の推進に関する法律																																			
市川有村	愛知荒井	阿南一成君	アキラ君	市川敦夫君	アキラ君	市川大田	アキラ君	市川西川	アキラ君	市川平野	アキラ君	市川吉岡	アキラ君	市川岩本	アキラ君	市川田名部	アキラ君	市川黒岩	アキラ君	市川福島	アキラ君	市川中村	アキラ君	市川大門	アキラ君	市川井上	アキラ君	市川森本	アキラ君	市川笠原	アキラ君	市川潤一君	アキラ君	市川保君	アキラ君	市川栄一君	アキラ君	市川勝之君	アキラ君	市川福本	アキラ君
川入澤	泉有馬	阿部青木	アキラ君	川本又市	アキラ君	川本大脇	アキラ君	川本渡辺	アキラ君	川本森	アキラ君	川本吉川	アキラ君	川本宮本	アキラ君	川本富樫	アキラ君	川本畠野	アキラ君	川本紙	アキラ君	川本山口	アキラ君	川本那津男君	アキラ君	川本山本	アキラ君	川本渡辺	アキラ君	川本井上	アキラ君	川本山本	アキラ君	川本松本	アキラ君	川本弘友	アキラ君	川本和夫君	アキラ君		
警馨君	信也君	正俊君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君	昭次君	アキラ君		

松田舛添	福島啓祐君	林南野	野上浩太郎君	中原芳正君	吉宏君	中原要一君	吉宏君	中原芳正君	吉宏君																																						
------	-------	-----	--------	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

松村松谷	松井真鍋	井筒賢二君	君基君	君英輔君	君聖子君	君起君	君英輔君	君賢二君	君聖子君	君英輔君	君聖子君	君起君	君英輔君	君賢二君	君聖子君																																
------	------	-------	-----	------	------	-----	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------

山根築瀬	円より子君	本田正良君	藤原正一郎君	平田正司君	藤原正光君	内藤正弘君	辻千葉景子君	谷高嶋雄一郎君	谷佐藤泰弘君	谷佐藤良充君	谷佐藤充君	谷佐藤泰介君	谷佐藤雄平君	谷佐藤充君																														
------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------

山本柳田	峰崎松井	峰崎堀	峰崎藤井	峰崎直嶋	峰崎角田	峰崎谷林	峰崎佐藤	峰崎齊藤	峰崎鈴木	峰崎北澤	峰崎小林	峰崎大塚	峰崎勝木	峰崎小川	峰崎江田	峰崎岩本	峰崎伊藤君	峰崎五月君	峰崎今井君	峰崎吉田君	峰崎山崎君	峰崎山崎君	峰崎森下君	峰崎森下君	峰崎溝手君	峰崎溝手君	峰崎松山君	峰崎松山君	峰崎岩城君	峰崎岩城君	峰崎太田君	峰崎太田君	峰崎尾辻君	峰崎尾辻君	峰崎上野君	峰崎上野君	峰崎豊秋君	峰崎豊秋君	峰崎公成君	峰崎公成君	峰崎秀久君	峰崎秀久君
------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

反対者氏名

平成十四年五月三十一日 参議院会議録第三十号

投票者氏名

和田ひろ子君	荒木清寛君	加藤修一君	澤たまき君	高野鶴岡君	草川昭三君	和田ひろ子君	荒木清寛君	加藤修一君	澤たまき君	高野鶴岡君	草川昭三君
魚住裕一郎君											
風間											
木庭健太郎君											
一良君											

○名

日程第四 工エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南一成君	愛知治郎君	荒井正吾君	有村治子君	一朗君							
福島啓史郎君											
芳正君											
保坂三藏君											
阿部正俊君											

二二六名

阿部厚君	青木幹雄君	有馬朗人君	泉信也君	阿部厚君							
阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君
阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君
阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君
阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君

野上浩太郎君	林南野知恵子君	福島啓史郎君	芳正君	林南野知恵子君	福島啓史郎君	芳正君	林南野知恵子君	福島啓史郎君	芳正君	林南野知恵子君	福島啓史郎君
福島啓史郎君	福島啓史郎君	福島啓史郎君									
芳正君	芳正君	芳正君									
保坂三藏君	保坂三藏君	保坂三藏君									
阿部厚君	阿部厚君	阿部厚君									

野間	橋本聖子君	藤井英輔君	日出	野間	橋本聖子君	藤井英輔君	日出	野間	橋本聖子君	藤井英輔君	日出
橋本聖子君											
芳之君											
基之君											
賢二君											

福山哲郎君	藤原正司君	本田良一君	堺利和君	福山哲郎君	藤原正司君	本田良一君	堺利和君	福山哲郎君	藤原正司君	本田良一君	堺利和君
藤原正司君											
本田良一君											
堺利和君											
福山哲郎君											

藤井俊君	堺利和君	柳田直樹君	峰崎稔君	藤井俊君	堺利和君	柳田直樹君	峰崎稔君	藤井俊君	堺利和君	柳田直樹君	峰崎稔君
堺利和君											
柳田直樹君											
峰崎稔君											
藤井俊君											

平成十四年五月三十一日 参議院会議録第三十号

三

郡司	小宮山洋子君	影君
佐藤	千葉	佐藤
佐藤	谷	高嶋
内藤	櫻井	佐藤
羽田雄一郎君	辻	泰弘君
平田健二君	景子君	雄平君
福山哲郎君	良充君	充君
藤原正司君	博之君	正光君
本田良一君	泰弘君	景子君
円より子君	羽田雄一郎君	佐藤
山根隆治君	内藤	内藤
篠瀬進君	辻	千葉
和田ひろ子君	景子君	谷
荒木清寛君	良充君	櫻井
加藤修一君	博之君	佐藤
草川昭三君	雄平君	高嶋
沢たまき君	充君	佐藤
浜田卓二郎君	正光君	内藤
鶴岡洋君	景子君	羽田雄一郎君
高野博師君	佐藤	内藤
日笠勝之君	千葉	辻
福本潤一君	谷	櫻井
井上栄一君	佐藤	佐藤
森本保君	高嶋	泰弘君
岩佐哲士君	佐藤	内藤
池田幹幸君	千葉	辻
大沢恵美君	景子君	景子君
小池辰美君	佐藤	高嶋
大門実紀史君	高嶋	佐藤
西山登紀子君	佐藤	泰弘君
小池晃君	千葉	佐藤

元君 東君 勁君 道夫君 奥石 小林
 寛君 佐藤 鈴木 肇藤 佐藤
 千秋君 正昭君 谷林 高橋 井上
 義一君 正行君 長谷川 清君 角田
 広中和歌子君 堀 松井 峰崎 柳田 藤井 俊男君
 利和君 孝治君 直樹君 稔君 峰崎 柳田 藤井 俊男君
 孝史君 満治君 魚住裕 一郎君 風間 旭君 木庭健太郎君
 一良君 訓弘君 遠山 清彦君 白浜 一良君 魚住裕 一郎君
 統 繩 弘友 和夫君 浜四津敏子君 井上 美代君
 緒方 緒方 松 あきら君 山口那津男君 山本 香苗君
 市田 忠義君 渡辺 孝男君 井上 美代君
 紙 小泉 富桜 君枝君 親司君 緒方 緒方
 畑野 君枝君

反対者氏名

○
名

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成十四年五月三十一日 參議院会議録第三十号

発行所
二東京一
番京一〇
財四都五
号港五
省印刷局
虎ノ門四
区八四
丁目
電話
03
(3587)
4294
定価
配本体送
料一〇〇
別内